



富運整第459号の2
平成29年1月27日

自動車分解整備事業者 各位

富山運輸支局長



自動車分解整備事業者の不正行為の再発防止について

標記について、自動車技術安全部長から別紙写し（平成29年1月25日付け北信技
整第220号）のとおり通知があったので了知願います。



北信技整第220号
平成29年1月25日

富山運輸支局長 殿

自動車技術安全部長

自動車分解整備事業者の不正行為の再発防止について

自動車の不正改造車の排除については、国民の安全・安心の確保を確実に実現することを目的として、平成2年度より「不正改造車を排除する運動」を行ってきたところである。

しかしながら、当運輸局管内の自動車分解整備事業者が、保安基準不適合となると知りながら、自社が経営する運送事業用の車両（ダンプ）の突入防止装置を取り外す不正改造が確認されたため、自動車分解整備事業の停止処分を行ったところである。

このような不正行為は自動車分解整備事業に対する不信感をもたらすとともに、信頼を失墜させかねない誠に遺憾な行為であり、今後とも厳正な処分を行うこととしている。

今回の不正行為は、事業者の法令遵守意識の欠如が最大の原因と预料されることから、再発防止のため関係事業者に対し、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

自動車分解整備事業者は、自ら関係法令について再確認を行うとともに、整備主任者及び関係従業員に対し法令遵守の教育を確実にを行い、周知徹底を図ること。